

川西市子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務等に係るプロポーザル評価委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

(設置及び目的)

第1条 川西市子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務、AI入所選考システム構築業務及び学童保育システム構築業務の受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務等に関するプロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、プロポーザル方式とは、候補者を決定する場合において、一定の条件を満たす者を公募又は指名により選定し、当該委託に係る実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、提案書の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した候補者を決定する方法をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。
- (2) 提案書の審査に関すること。
- (3) 候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル方式による選定の実施に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育推進部長を、副委員長は教育推進部副部長（教育保育職員・入園所相談担当）をもって充てる。

- 3 委員は、企画財政部 I C T 推進課長、入園所相談課長及び入園所相談課長（留守家庭児童育成クラブ担当）をもって充てる。
- 4 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、市長が指名する者をもって委員に充てることができる。
- 5 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたとき（やむを得ず出席できない場合を含む。）は、委員長の許可を得て、当該委員があらかじめ指定する職員に代理させるものとする。
- 6 委員長は、提案書の審査及び評価に必要な職員を同席させ、意見を聴くことができる。

（委員長の職務等）

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査方法）

第6条 委員会は、提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価の結果により順位を決定した後、上位の候補者の業務スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行った上で、候補者を決定するものとする。

（実施手順）

第7条 前条の規定による審査は、委託業務の目的及び趣旨を達成しうる内容であるかについて行うとともに、候補者の提案内容について、別に定める評価基準に基づき、提案金額、効果、効率性等の観点から審査及び採点を行う。

- 2 前項の審査の結果、委託業務の目的及び趣旨を達成していないと判断した場合は、その理由を付すものとする。
- 3 委員会は、第1項の評価を行うに当たっては、原則として相対評価により採点するものとする。
- 4 委員会は、前3項の規定による審査及び評価の結果を事務局に提出し、事務局で集約を行った後、点数の高いものから順位を決定するものとする。ただし、同点の場合は、効果、効率性等の観点に係る点数を考慮して決定する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、この訓令の施行の日から市と候補者が契約を締結する日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、教育推進部入園所相談課に置く。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。